

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 2 年 度 第 3 回 会 議 議 事 録

1 日 時：平成22年6月11日（金）

午後1時30分から午後3時10分まで

2 場 所：京都市国際交流会館 第1・第2会議室

3 出席者

【委員】

巽会長，濱田会長代理，藤田委員，前田委員，湖海委員，関川委員，黒澤委員

【建築審査会事務局】

本田建築指導部長，佐藤建築指導課長，和田道路担当課長，溝上建築審査課長，初井建築安全推進課長，宮川担当課長補佐，吉田企画基準係長，山名田道路第一係長，速水道路台帳整備係長，井本調査係長，池田係員，小山係員

【傍聴者】

0名

4 議題

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第2回会議議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 包括同意案件に関する報告

国道1号堀川通横断地下道上家（1件）

(3) 同意案件に関する報告

京都駅南開発計画（道路内建築物許可）

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（1件）

（専用住宅：北区1件）

(5) その他

ア 京都市狭あい道路整備事業の市内全域への拡大実施について

イ 全国建築審査会協議会からの提言について

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

・公開：上記の議題（1）～（3），（5）の審議に関する会議

・非公開：上記の議題（4）の審議に関する会議

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第2回会議議事録の承認
一部修正の指摘あり

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を7月9日(金)の午後1時30分から京都会館で開催することとした。

(2) 包括同意案件に関する報告

[国道1号堀川通横断地下道上家(1件)]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、特定行政庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
601	京都市下京区西中筋下丸屋町117番地先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 所長 小林賢太郎	地下横断歩道の 出入口上家

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

会長：龍谷大学が博物館を建てるために、地下道入口の上家を一時撤去していたものを復元するのですね。民間の工事を実施するのに、公共の地下道を一時閉鎖して、工事現場に入るといことは可能なのですか。そのような公共的な通路が一時中断されてしまっても、申請すれば許可されるということですか。

処分庁：今回については、堀川通を挟んで東西両側にそれぞれ出入口が2ヶ所ずつあり、その1ヶ所を閉鎖しても、横断道の機能を維持できるということから、現状復旧を条件に国道事務所が許可をしていると聞いています。

(3) 同意案件に関する報告

[京都駅南開発計画(道路内建築物許可)]

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第4号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から許可を行った旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
1	京都市南区西九条鳥居口町1番地の一部ほか(西洞院通上空部分)	清水建設株式会社 代表取締役 宮本 洋一	道路上空通路

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

会長：いよいよイオンモールKYOTOとしてオープンしましたが、どのような感じですか。

- 処分庁 : 結構、人が集まっているようです。
 委員 : 人通りがすごく多いのですが、その状況はいつ頃まで続くでしょうか。
 会長 : これからどうなるのか、今後の動向に関心を持ちたいと思います。

(4) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（1件）

（専用住宅：北区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から説明及び資料の提示を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9001	京都市北区	（個人）	専用住宅

イ 報告の結果：同意

ウ 審議の概要

委員 : 都市計画法のチェックが入っていますか。

処分庁 : 市街化調整区域ですので、建築にあたっては開発許可の要・不要について都市計画法のチェックが入ります。

前回の事前相談で、委員の方からなぜ田んぼが買えたのかという御質問がありました。本人に面談して確認したところ、農業委員会に申請した後に面接を受けて「農業をしたい」という旨を申し出、許可を得て、農地を譲っていただいたとのことでした。農地は勝手に売買できるものではないということです。

委員 : 過去に全く農業の経験がない人でも買えるのですか。

処分庁 : 今回の場合は、これまで農業をしたことのない方なのですが、農業委員会が許可をしたということです。

[原谷特別工業地区内の指定農道について]

第2回建築審査会で、委員の方から質問があった原谷特別工業地区内の指定農道について、処分庁から資料の提示と説明を受けた。

(5) その他

[京都市狭あい道路整備事業の市内全域への拡大実施について]

ア 概要

京都市狭あい道路整備事業の市内全域への拡大実施について、事務局から資料の提示と説明を受けた。

イ 意見等

委員 : 後退する部分の整備について、市が一部補助するということは、残りは建築主が負担するということですか。

処分庁 : もともと法律で、道路の中心から2m後退するということが定められています。

建築主が後退した部分の舗装を行う場合に、補助金を出すという仕組みです。

道路法による道路については、所有権、明示、維持管理等が規定されていますが、建築基準法は道路築造そのものを目的としておらず、空間保持について規定しているに過ぎません。道路の中心から2m後退することは法律に規定されていますが、道路としての整備については規定していないため、その多くが道路として整備されていないのが現状です。私道の問題については、数が多いことから、大きな課題となっています。

今回の狭あい道路整備事業は、都市防災上の安全確保の観点から、3年前にモデル事業として創設し、今回、全市域に拡大したもので、息の長い事業ですが、積極的に取り組んでいきます。併せて道路行政との関係ですが、細街路、とりわけ私道の問題については建設局と議論する必要があると考えています。

委員：中心鋸を打つ際には、行政は立ち会うのですか。

処分庁：立ち会います。実際に中心鋸を打つ場合は、土地家屋調査士の資格者、本市職員、そして地元の方が協同して作業を進めていくということになると思います。現状では2項道路の周知が不十分で、行政側もこれまでに周知・普及についてはもう少し努力してくるべきだったのではと考えております。本事業でまずは周知に努め、環境を整えて、長いサイクルの展望を持ちながら進めていこうと考えています。

委員：この後退杭には、「後退していただいてありがとうございました」という文章を記しておいたらどうですか。そのような意識で後退杭を支給するなら良いですが、「支給してあげるんだ」という意識になってしまうと良くないと思います。

会長：中心鋸の支給は具体的にどのようにするのですか。建築主に支給するのですか。

処分庁：整備する際に請求していただくこととしており、設置場所については行政でも確認をします。

会長：行政の確認は、すべての請求について行われるのですか。

処分庁：はい。実際に打たれた場所が正しい位置かどうかを確認します。

会長：それは、指定確認検査機関は関与せず、すべて行政が行うのですか。

処分庁：まず申請者からの報告がありますが、指定確認検査機関からは設置確認の報告をいただくこととしています。

[全国建築審査会協議会からの提言について]

ア 概要

全国建築審査会協議会からの提言について、前回の審議を踏まえて事務局から資料の提示と説明を受け、今後審査案件が出た時点で具体的な方向性を検討することとした。

7 閉会

京都市建築審査会
会長 巽 和 夫